

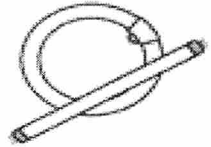
# 2021年度 塩川町

## 粗大ごみ・蛍光管の収集について

◆ 期 日 8月21日(土) 8時30分～10時30分まで

※雨天決行、時間厳守

◆ 場 所 日野小学校プール東側(未開通道路部分)



◆ 収集物 { ◎粗大ごみ【有料】  
(縦、横、高さのうち一辺が50cmを超えるもの)  
◎蛍光管【無料】(直管・サークル管・電球型蛍光管)

※白熱電球・LED電球は不燃ごみです。

◆ 出し方 粗大ごみ証紙シールを貼って出してください。

粗大ごみ

50円

Suzaka city 須坂市

名前

※粗大ごみ証紙シールが貼り付けて無い場合は、  
受付できません。お持ち帰りいただきます。

※粗大ごみ証紙シールは当日の収集場所  
では販売しません。お近くのスーパー、コンビニ  
などや市役所等で事前に購入の上、貼り付けてく  
ださい。

※蛍光管は証紙シールを貼る必要はありません。  
ダンボール・袋等はお持ち帰りください。

### 粗大ごみの日に収集しない主なもの

① テレビ・洗濯機・衣類乾燥機・冷蔵庫・エアコン

⇒郵便局でリサイクル料金を払い込みの上、自ら指定引取場所に搬入する。

⇒購入した店舗、買換えをした店舗へ引取りを依頼する。

⇒市役所前の拠点回収(有料)をご利用下さい。

↳ 7月17日(土)・11月20日(土)・2022年3月19日(土) 午前9時～正午

(拠点回収時参考価格:テレビ4,070円～5,170円、冷蔵庫5,940円～7,480円、洗濯機乾燥機4,730円、エアコン3,190円 運搬料金とリサイクル料金を加算した価格です。)

② ふとん・毛布など

⇒なるべく小さく縛り、30円証紙シールを直接貼り付けて可燃ごみで出して下さい。

※その他収集するもの、しないものは裏面をご覧ください。

● 都合により粗大ごみ収集日に出せない場合は生活環境課へお電話下さい。事業者への直接搬入日をお知らせいたします。

お問合せ：須坂市生活環境課 Tel.026-248-9019 須坂市清掃センター Tel.026-246-9000

## 収集するもの

### ① 燃やせる粗大ごみ・・・一般家庭から出る木製家具・繊維製品、プラスチック等

例

- ・タンス ・食器棚（上下セットの場合は、セットで粗大シール1枚で可） ・テーブル ・椅子
- ・木製学習机 ・じゅうたん ・スプリングの無いマット ・スプリングの無いソファ
- ・スプリングなど金属部品を除去してあるベッド
- ・カーペット ・電気カーペット（コントローラー、電気の差込部分は切り取り不燃ごみへ）
- ・雪かき（柄がプラスチック、木製のもの）
- ・衣装ケース ・プラ製漬物用たる

市役所前の拠点回収でも回収しますので、できる限りご利用ください。※汚れを落として出す ※無料

### ② 燃やせない粗大ごみ（複合品含む）・・・一般家庭から出る家電製品 ・鉄製品等

例

- ・扇風機 ・送風扇 ・家庭用もちつき器・ラジカセ（大きいもの）・プレーヤー ・編み機
- ・ガスレンジ ・ブラインド ・プリンター ・スチール製机、棚、椅子
- ・テーブル（足がスチール、天板がガラス又は木製のものなど） ・ストーブ ・温風ヒーター
- ・ワープロ（パソコン不可） ・自転車 ・スキー板、ストック ・雪かき（柄が金属製のもの）

電気・電池で動くものは市役所前の拠点回収でも回収します。

#### 【粗大証紙シールの基準について】

- ・スキーは1セット（板・ストック）で1枚 [スキー靴は不燃ごみ]
- ・たんす、食器棚は、上下分かれるものもセットで1枚
- ・応接セットのように、バラで使用可能なものは、いす1点につき1枚
- ・家庭菜園で使用する「イボ竹」など1点が軽量で50cm以上ある長いもの（複数で使用することが通例のもの）は、重さ約20kg以内または直径20cm以内で1束とし、粗大証紙1枚貼りつけとします。

市役所前 拠点回収

2021年7月17日(土)、11月20日(土)、2022年3月19日(土)  
午前9時～正午

## 収集しないもの

### ① 事業活動に伴って出る粗大ごみ

○商店、工場などの事務所から出されたもの（キャビネ、ショーケース、事務機など）

○農業に伴って出る粗大ごみ（産業廃棄物）

- ・農機具類（トラクター、稲刈機、脱穀機、豆トラ、草刈機など） ・はしご ・脚立
- ・ビニールハウスの廃ビニール ・野菜栽培用マルチ ・ぶどう棚等の支柱

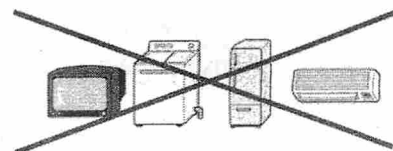
### ② 処理困難物、建具類 ⇒ 販売店、専門事業者へ

- ・タイヤ ・バッテリー ・プロパンボンベ ・消火器 ・浴槽 ・椅子型マッサージ機
- ・畳 ・灯油ホームタンク ・石膏ボード ・塩ビパイプ ・太陽熱温水器 ・サッシ ・玄関戸
- ・ふすま ・障子 ・米備蓄用容器（タンク式） ・ブロック ・ピアノ、オルガン、エレクトーン
- ・コンクリートの土台 ・個人で車を改装した部品類（樹脂製のバンパー等） ・瞬間湯沸かし器
- ・個人で物置等解体した際の木材、トタン板、樹脂製波板、
- ・カーポートを解体した場合のアルミ製の支柱、樹脂製の屋根材など（専門事業者へ）

### ③ 家電リサイクル法対象物品、リサイクルをメーカーが行っているもの

- ・テレビ ・冷蔵庫、冷凍庫 ・洗濯機、乾燥機 ・エアコン
- ・パソコン ⇒ メーカーのリサイクル窓口にご相談ください。  
または市役所前拠点回収をご利用ください。

・オートバイ ⇒ 販売店、専門事業者へ



### ◎市内の専門事業者（全般）

2社あります。物により処理できる、できないはありますがご相談ください。

㈱タケモト 大字小河原971番地4（電話026-248-8112）

㈱ミノル産業 大字米持236番地（電話026-245-0533）